

[事案 29-298] 解約返戻金支払請求

・平成 30 年 8 月 20 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人が無断で契約と解約をしたことを理由に、解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 9 月以降に契約した個人年金保険、利率変動型積立保険等計 10 件の契約のうち 6 件の契約について、保険料は支払っていないが、募集人が無断で契約と解約をしたので、解約返戻金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人が無断で契約と解約をしたとは認められない。また、仮に事実であったとしても、申立人が保険料を支払っていないのであれば、解約返戻金を受け取っていないとしても申立人に損害はないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約の締結および解約の状況等を把握するため、申立人および募集人 2 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に契約の意思がなかったとまでは認められないが、募集人による多数の契約の勧誘は、合理性を欠き、申立人の意向確認を適切に行っていたとも認められず、自らの営業成績のために行ったものと言わざるを得ないという事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。